

茨城県立図書館長 小田倉 毅 殿

茨城県図書館協議会委員長 手塚 克彦

茨城県立図書館としての資料収集について（建議）

文部科学大臣より平成24年12月19日付けで告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、公立図書館の資料収集については「充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努める」とされている。特に「郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備」に重点が置かれている。更に、都道府県立図書館においては「市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備」に努めることと明記されている。そのようなことから、この「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を満たすことが県立図書館の役割と考える。

また、インターネットやスマートフォンなどが発達・普及して高度情報化社会となった現在、情報通信ネットワークを通じて入手できる情報は多種多様かつ膨大にあり、真に必要なとする正確な情報を探し出すことが非常に困難となっていることから、公共図書館においては信用性の高い資料収集の重要性が高まっている。特に紙媒体資料については、大勢の出版関係者による編集および校正や出版社・著者等の明記など出版物の内容に対する責任が大きいことから、今後においても収集の中心になる資料と考えられる。

本県においては厳しい財政状況が続く、資料を整備するための予算が年々削減され、限られた資料購入費の中で県立図書館としてどのような資料を収集していくべきか、また、資料をより効果的に収集・提供していくためには、県立図書館の蔵書構成がどのような状態にあるのかを診断し、評価することも重要なことと考える。

そこで、当協議会では、平成27年度、平成28年度の2年間にわたり、「県立図書館としての資料収集」をテーマとし、「資料収集の方向性」や「蔵書構成の診断・評価」等について協議してきた。

ここに協議結果をまとめ、以下のとおり建議する。県立図書館においては、建議の内容に積極的に取り組み、県立図書館としての役割を一層発揮することに期待するものである。

とりわけ、県立図書館にとって資料を幅広く豊富に収集して充実を図ることは最も重要であることに鑑み、更なる資料購入費の確保に努められるよう強く要望するものである。

1 県立図書館における現状

(1) 入館者数と個人貸出点数

平成 13 年 3 月に移転開館した県立図書館の入館者数は、平成 15 年度の 906,935 人をピークとし、平成 27 年度はピーク時より 5 割以上も減少して、426,341 人となっている。

個人貸出点数のピークは、平成 16 年度の 882,322 点であり、平成 27 年度はピーク時より 5 割近く減少して、483,047 点となっている。

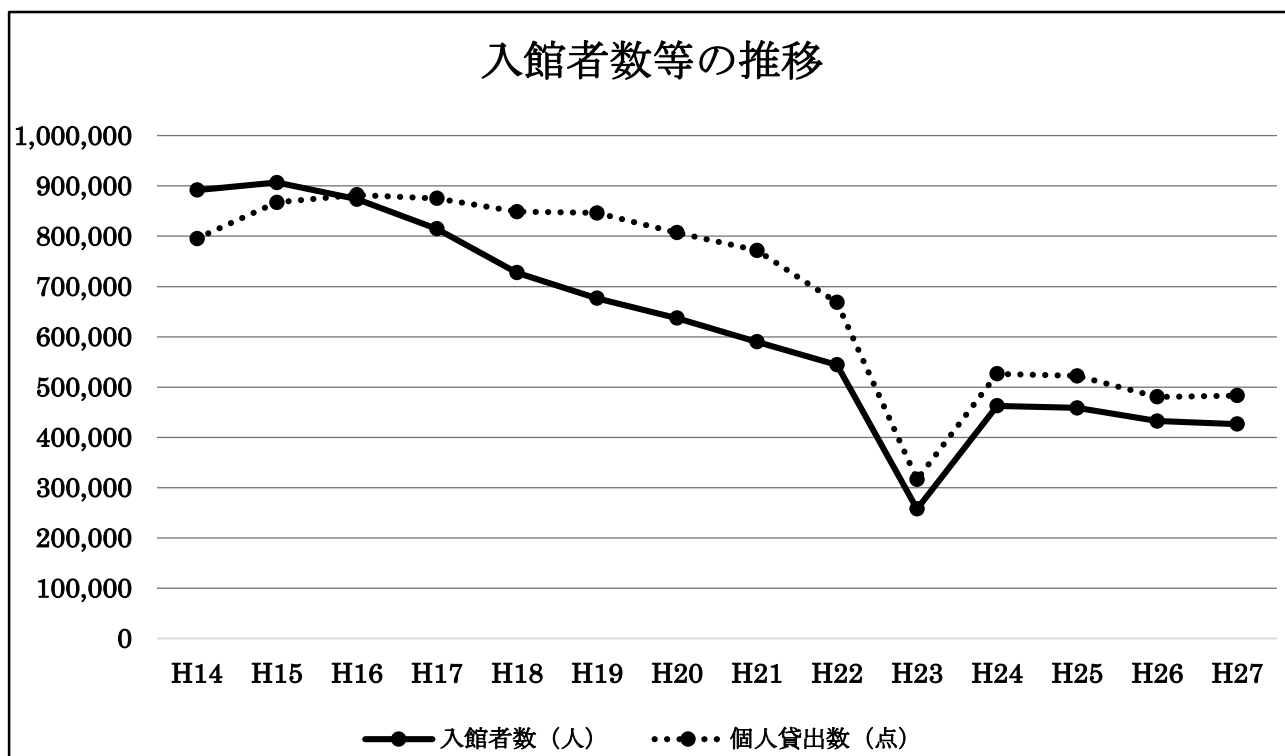
なお、県立図書館における利用者数が減少した原因として、以下の点が挙げられる。

第一に、図書購入費の減によって、ベストセラー等の一般書から調査研究用の専門書に蔵書構成の比重が移ったこと。

第二に、近隣市町村において図書館数が増加したこと。

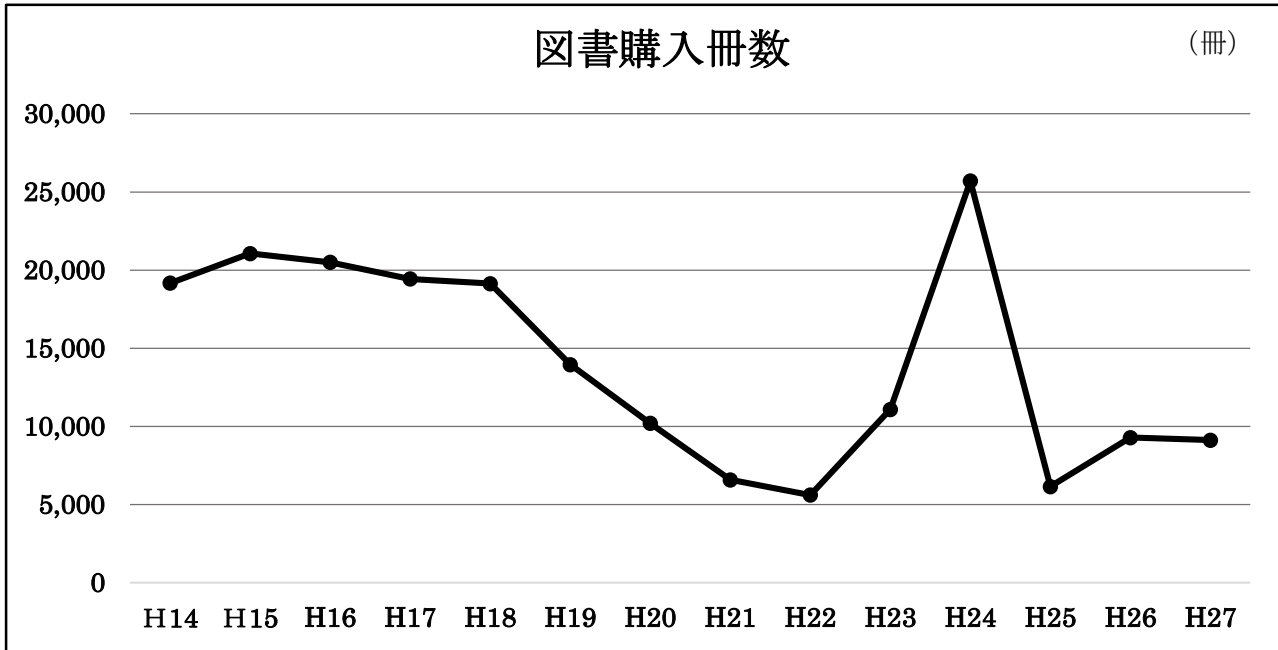
第三に、情報通信ネットワークの普及により、手軽に情報を入手できるようになったこと。

ただし、平成 23 年度の入館者数及び個人貸出数の大幅減は、東日本大震災により被災したため約半年間休館したことによるものである。



(2) 図書購入費と購入冊数

図書購入費（当初予算額）は、平成 14 年度に 7,715 万円措置されていたものが、平成 27 年度には 2,460 万円と 3 分の 1 以下にまで落ち込んでいる。そのため、購入冊数も減少していて、平成 14 年度に 19,169 冊であったものが、平成 27 年度には 9,118 冊と 2 分の 1 以下になっている。しかし、図書購入費ほど大きく減少していないのは、できるだけ多くの資料を整備することができるよう、調査研究用の専門書やレファレンス用の参考図書など、高額な資料はより厳選して購入しているためである。

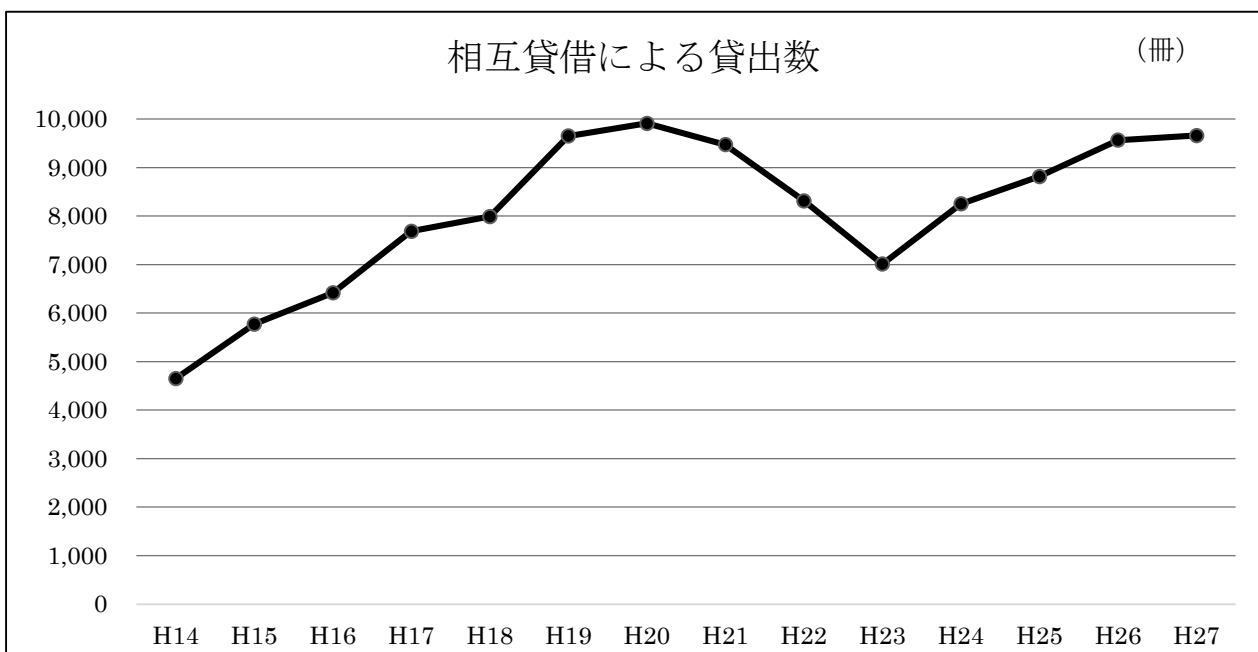


※平成 24 年度の増加は国庫補助金「住民生活に光を注ぐ交付金」によるもの。

(3) 市町村立図書館や公民館図書室への支援

市町村立図書館等の支援の方策である相互貸借とは、所蔵していない資料を他の図書館から借用して利用者に貸し出す制度であり、この制度を活用して県立図書館から市町村立図書館等へ貸し出した点数は、平成 14 年度は 4,649 点であったものが、平成 27 年度には 9,659 点と大幅に増加している。このように市町村立図書館等を支援することが、県立図書館の間接的な県民サービスを可能にしている。

更には、レファレンスデータベース等の提供、職員研修の実施、図書館運営の助言等により、市町村立図書館等におけるサービスの向上に努めている。



2 県立図書館の収集領域について

県立図書館が県民の多様なニーズに応えていくためには、市町村立図書館等とは異なる領域の資料を主として収集していく必要がある。

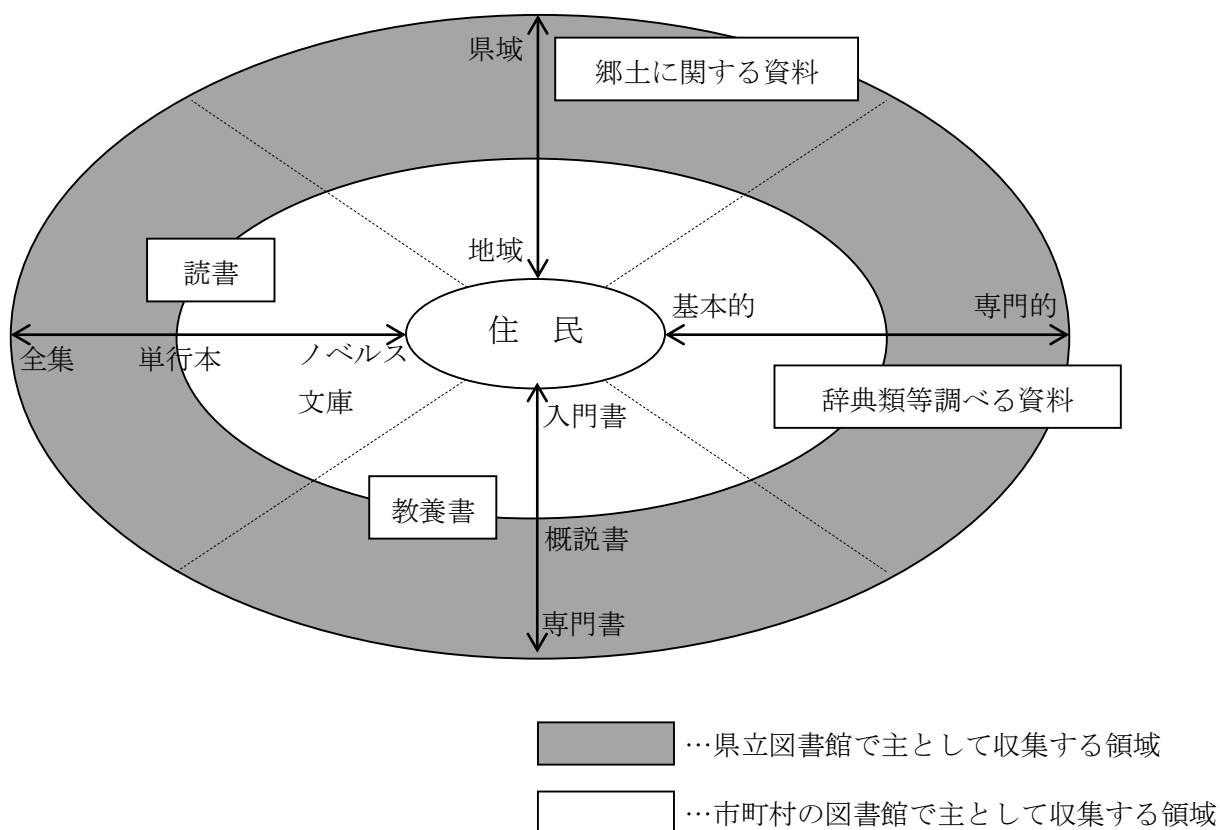
県民の図書資料へのニーズを、「読書」「教養書」「辞典類等調べる資料」「郷土に関する資料」の4つの領域に分けると、それぞれの領域で「基本・入門」的な資料から「広域・専門」的な資料までの広がりとなっている。

そのため収集領域としては、市町村立図書館等では地域住民の身近な興味・関心や読書要求に応えられるような資料を収集し、県立図書館では市町村には対応しきれない広域的・専門的な資料を重点的に収集することにより、県民全体の要求に応えられるよう努めていくことが重要となる。

従って、市町村立図書館等の方が充実している領域については、利用者の居住地近くの図書館等を利用するよう広報に努める必要がある。

また、居住地近くにある市町村立図書館や茨城県立図書館にも所蔵がないような場合は、利用者に購入のリクエストを案内したり、県内の大学や県外の図書館等から借りる相互貸借制度を活用したりするよう周知に努める必要がある。

住民の図書資料へのニーズ（目的）と図書館の収集領域



3 県立図書館における資料収集の方向性について

(1) 目指す図書館像の実現

茨城県図書館協議会からの提言「茨城県立図書館のあり方について」（平成 27 年 4 月）における県立図書館の使命を果たすため、将来を見越した体系的な資料構成に配慮しながら、計画的に収集・整理・保存・提供していく必要がある。

(2) 資料収集の基本事項

ア 調査研究を目的とする利用者の要望に応えられるよう、専門性の高い資料に主眼をおいて収集に努めること。

イ 市町村立図書館支援の視点から、市町村立図書館等において購入することが困難と思われる専門性の高い資料や学術的な資料等の充実に努めること。

ウ 市町村立図書館等の意見や要望等をできる限り把握し、それらに応えられるよう努めること。

エ 市町村立図書館等の支援に関しては、市町村間の財政規模・施設規模に差があることや図書館未設置の市町村もあることから、各市町村の実情に応じた支援の方策を検討すること。

オ 専門性の高い資料要求に応えられるよう、相互貸借を既に実施している大学図書館のみならず、その他の県内大学図書館、調査研究機関、行政機関、高等学校、民間企業の専門図書館等との連携に努めること。

カ 県民の課題解決に役立つ図書館活動を積極的に展開するため、速報性に優れた新聞・雑誌、情報が整理されている図書、検索機能に優れたデータベース等、資料の特性に考慮した収集・提供に努めること。

(3) 資料収集の具体的方向性

ア 郷土資料

(ア) 地域情報のアーカイブとして、本県の歴史、産業、経済、自然等に関するあらゆる資料を収集するよう努めること。特に、県が発行する行政資料は重点的に収集すること。

イ 児童書

(イ) 調べ学習やレファレンスに活用できる資料を中心に収集し、新しい情報が得られるよう努めること。

(ロ) 児童書に関する調査研究及び読書活動を支援する資料として、図書目録、作品論・作家論、子どもの読書活動の普及に関する解説書、公共図書館における児童サービス論や学校図書館に関する資料を収集すること。

- (ウ) 乳幼児と保護者が絵本を通して触れ合う機会を広げることでできる資料を収集すること。

ウ 一般書

- (ア) 市町村立図書館等と一体となって県民サービスの向上に努める必要があることから、各分野の事典・辞書・法令・ガイドライン・歴史的背景がわかる資料の収集に努めること。
- (イ) 県の施策や県立図書館の蔵書の特色を考慮し、次の分野に重点を置いた収集に努めること。

○ 農林水産業支援の情報

県の施策「農林水産業の成長産業化」を受け、6次産業化やブランド化、需要開拓に向けた輸出等を視野に入れた資料を重点的に収集すること。

特に、生産者が経営者としての視点で活動ができるよう、農業経営・園芸経営・畜産経営・森林経営管理・漁業経営に関する資料を全般的に収集すること。

○ ビジネス支援の情報

県の施策「中小企業の経営革新と経営力の強化」を受け、中小企業が抱える経営課題解決の支援となるよう、企業案内・市場動向・各種業種年鑑など起業や中小企業の経営に役立つ参考資料を重点的に収集すること。

○ 医療・健康関連の情報

県の施策「安心できる医療体制の充実」において医師及び医療従事者の確保を重要視していることから、診療ガイドラインやインフォームドコンセント用資料、看護師向け資料など、医療従事者の入り口として必要な医学に関する資料を収集すること。

○ 法律関連の情報

県民が法的問題の解決を目指す場合、専門家に任せるだけでなく自ら調べ、考え、判断することが重要となることから、主題別六法、逐条解説、法律の調べ方に関する資料、司法制度に関する資料等を収集すること。

○ 郷土資料の補完

茨城県の歴史を調べる場合、時代背景や他地域とのかかわりに関する資料が必要となることから、歴史史料・民俗誌・伝記に関する資料を重点的に収集すること。

エ 視聴覚資料

- (ア) 郷土に関する音響資料や映像資料を全般的に収集すること。
- (イ) 資料的価値、歴史的価値を充たす資料を重点的に収集すること。

オ バリアフリー資料

- (ア) 障害者や高齢者に対するサービスの充実を図るため、大活字本、点字資料、さわる絵本、録音図書、手話や字幕入りの映像資料、マルチメディアDAISY等のバリアフリー資料を積極的に収集すること。

4 蔵書構成の診断・評価について

蔵書構成は、図書館における社会的役割を決定する重要なものである。従って、選定基準に基づき構成された蔵書が、県立図書館としての役割を十分に果たしているか、利用者の要求を満足させているか、どの領域でどのような特色を出せているか、補強すべき分野は何か等を明確にすることは、今後の蔵書構成や選書に反映させるうえで重要なことであり、その方策として現在の蔵書構成がどのような状態にあるのかを診断し、評価することは有効であると考えられる。

そのようなことから、蔵書構成の診断・評価を導入する場合には、図書館評価の一環としたうえで、以下のことに留意する必要がある。

- (1) 蔵書診断・評価を適正かつ効率的に実施するため、実施要項を作成し評価方法を整備すること。
- (2) 蔵書診断・評価の対象領域については、「県立図書館としての資料収集の方向性について」に基づき、「農林水産業支援資料」「ビジネス支援資料」「医療・健康情報資料」「法律情報資料」「茨城県に関わりのある歴史史料・民俗誌・伝記等郷土資料補完資料」とし、蔵書診断・評価の対象資料は、開架にある一般図書・逐次刊行物・データベースとすること。
- (3) 蔵書診断・評価の評価内容については、「分野別蔵書量」「専門書割合」「蔵書内容適正度」「蔵書更新の必要性」とする。ただし、速報性のある逐次刊行物や検索機能に優れた外部データベースなどを考慮すること。
- (4) 行政機関の専門家等が蔵書診断・評価に関与することにより、図書館との連携や行政職員の利用促進につなげること。
- (5) 蔵書診断・評価によって更新および不備と評価された分野の資料については、出版状況等を考慮のうえ選書に反映し、調査研究に役立つ県立図書館としての蔵書の充実を図り、図書館利用者の増加につなげるよう努めること。
- (6) 蔵書診断・評価の結果については、県民や市町村立図書館等に広く周知するよう努めること。